

現行条文 (令和3年版)					新条文 (令和4年版)					改定理由				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項					
3	1	1	4	7	2	3	1	1	4	7	2	表3-1-1 段階確認一覧表 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	表3-1-1 段階確認一覧表 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	地覆工、橋梁用高欄工の追加 諸基準類の改定にともなう
3	2	2	0	0	28	3	2	2	0	0	28	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)	諸基準類の改定にともなう
3	2	2	0	0	33	3	2	2	0	0	33	建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	4	8	3	2	3	2	4	8	(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 (支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない	(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	4	9	3	2	3	2	4	9	① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所	① 凍結防止材を散布する区間	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	4	10	3	2	3	2	4	10	② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所	② 交通量が非常に多い期間	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	4	11	3	2	3	2	4	11	③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	③ 海岸に近接する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)	諸基準類の改定にともなう
						3	2	3	2	4	12	④ 温泉地帯など	諸基準類の改定にともなう	
						3	2	3	2	4	13	⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	諸基準類の改定にともなう	
3	2	3	2	5	3	3	2	3	2	5	3	(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の 550g/㎡ (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく 2種 (HDZ35) の 350g/㎡ (片面の付着量) 以上としなければならない。	(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ177) の 77µm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく (HDZ149) の 49µm (膜厚) 以上としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	5	4	3	2	3	2	5	4	(3) ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。	(3) ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	6	3	3	2	3	2	6	3	① 受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面に蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	① 受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面に蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	6	25	3	2	3	2	6	25	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の 350g/㎡ (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ149) の 49µm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	6	15	1	3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	15. 溶融亜鉛めっきの基準	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	7	3	1	3	2	3	7	3	1	3. 亜鉛めっき地肌の基準	3. 亜鉛めっき地肌の基準	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	15	1	1	3	2	3	15	1	1	1. 円筒型枠の施工	1. 円筒型枠の施工	施工計画書に記載することを規定
3	2	3	25	3	4	3	2	3	25	3	4	3. 橋歴板記載事項	3. 橋歴板記載事項	施工実態を踏まえた規定の変更
3	2	4	4	13	2	3	2	4	4	13	2	(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。	(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。	JIS名称変更にとともなう
3	2	4	4	13	3	3	2	4	4	13	3	(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	JIS名称変更にとともなう
3	2	4	4	13	4	3	2	4	4	13	4	(3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	(3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	JIS名称変更にとともなう
3	2	4	4	14	1	3	2	4	4	14	1	14. 杭支持層の確認・記録	14. 杭支持層の確認・記録	JIS名称変更にとともなう
3	2	6	6	4	1	3	2	6	6	4	1	4. 橋面防水工の施工	4. 橋面防水工の施工	施工上の留意点について規定
3	2	7	5	4	10	3	2	7	5	4	10	① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	JIS名称変更にとともなう
3	2	7	5	4	11	3	2	7	5	4	11	② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	JIS名称変更にとともなう
3	2	7	5	4	12	3	2	7	5	4	12	③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	JIS名称変更にとともなう
3	2	10	16	9	1	3	2	10	16	9	1	9. 集じん装置の設置	9. 集じん装置の設置	諸基準類の改定にともなう
3	2	10	16	10	1	3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	10. 換気等の効果確認	諸基準類の改定にともなう
3	2	12	7	1	8	3	2	12	7	1	8	② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の 550g/㎡ (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく 2種 (HDZ35) の 350g/㎡ (片面の付着量) 以上としなければならない。	② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ177) の 77µm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく (HDZ149) の 49µm (膜厚) 以上としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	2	4	6	3	2	0	2	4	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月)	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	5	6	6	3	2	0	5	6	国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和2年3月)	国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	6	7	6	3	2	0	6	7	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月)	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう
6	4	2	0	0	10	6	4	2	0	0	10	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月)	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう
6	4	2	0	0	11	6	4	2	0	0	11	国土交通省 機械工事塗装要領 (案) ・同解説 (平成22年4月)	国土交通省 機械工事塗装要領 (案) ・同解説 (令和3年2月)	諸基準類の改定にともなう
6	5	1	0	5	1	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定 (3)	5. 適用規定 (3)	諸基準類の改定にともなう
6	8	7	2	3	1	6	8	7	2	3	1	3. クラック防止シート	3. クラック防止シート	誤植
10	2	2	0	0	13	10	2	2	0	0	13	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう
10	2	2	0	0		10	2	2	0	0	23	日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月)	日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月)	基準類の追加
10	2	2	0	0		10	2	2	0	0	24	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 4-1. 施工 (日本道路協会、令和3年3月) の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月) の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	8	10	4	2	0	0	8	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	12	10	4	2	0	0	12	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	14	10	4	2	0	0	14	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)		諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	16	10	4	2	0	0	16	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0		10	4	2	0	0	16	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	諸基準類の追加
						10	4	2	0	0	17	日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)	日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年10月)	諸基準類の追加
						10	4	2	0	0	18	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	諸基準類の追加
						10	5	2	0	0	12	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	諸基準類の追加
						10	5	2	0	0	13	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	諸基準類の追加
						10	5	2	0	0	14	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	諸基準類の追加
10	6	2	0	0	16	10	6	2	0	0	16	建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)	諸基準類の改定にともなう
10	7	3	6	3	1	10	7	3	6	3	1	3. 防錆処置	3. 防錆処置	工種間の整合
10	7	3	6	3	2	10	7	3	6	3	2	なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。	工種間の整合
10	8	2	0	0	9	10	8	2	0	0	9	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう

現行条文（令和3年版）						新条文（令和4年版）						改定理由							
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項		編	章	節	条	項	下項	
10	8	2	0	0	13		10	8	2	0	0								諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	21	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	10	8	2	0	0	20							諸基準類の改定にともなう
10	8	5	6	4	1	4. 防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	4	1	4. 防錆処置	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月） 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。					工種間の整合
							10	8	5	6	4	2		なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。					工種間の整合
10	10	2	0	0	6	日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月）	10	10	2	0	0	6		日本道路協会 道路構造令の解説と運用（令和3年3月）					諸基準類の改定にともなう

現行（令和3年版）

図1-1-2 表示板の例



図1-1-2 表示板の例

改定案（令和4年版）

図1-1-2 標示板の例



図1-1-2 標示板の例

表1-2-3 伐開除根作業

表1-2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左
盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃

表1-2-3 伐開除根作業

表1-2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
盛土高1m以下の場合	根からすき取る			

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80~1,000
引 火 点 °C	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密 度 (15℃) g/cm ³	報告
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80~1,000
引 火 点 °C	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密 度 (15℃) g/cm ³	報告
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。

表3-1-1 段階確認一覧表

ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時

表3-1-1 段階確認一覧表

ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時

関東地方整備局 独自改定

現行条文（令和3年版）						新条文（令和4年版）						改定理由									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下			
1	1	1	33	5	1	5.交通安全法令の遵守	1	1	1	33	5	1	5.交通安全法令の遵守						15.交通安全法令の遵守」の改訂は無いが、下記「6. 公共道路の規制」を追記		
						受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。							1	1	1	33	6	1	6.公共道路の規制	受注者は上記5.の打ち合わせ結果を踏まえ、工事の施工に伴い供用中の公共道路を規制する場合は、あらかじめ関係資料にて具体的な道路の規制方法、安全対策に関して監督職員へ確認を行うものとする。	公共道路の規制にあたり、受発注者間で交通規制、安全対策等を確認する行為を追記
3	1	1	2	1	1	工程表	3	1	1	2	1	1	工程表						電子入札システムを利用した提出は、「監督職員を経由」する必要が無いため「監督職員を経由して」を削除		
						受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。							受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。								